

1. 報告書の種類

航路ごとに、下表の事業種類に対応した様式を使用して記入願います。

事業種類	報告書様式	
一般旅客定期航路事業	第一号様式	(現況表作成資料も作成してください。)
内航貨客定期航路事業 (旧人の運送をする内航貨物定期航路事業)	第三号様式	
旅客不定期航路事業	第四号様式	(現況表作成資料も作成してください。)
内航一般不定期航路事業 (旧人の運送をする内航一般不定期航路事業)	第五号様式	(遊漁船業の実績を計上しないようご注意ください。)

※一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の許可を受けた航路以外の運航(年3回までの花火大会等)の実績は、**第五号様式**に記載してください。

2. 記載事項

各様式内の水色着色セルに、注意事項を参照のうえ記載し、**航路毎に1部作成**願います。

※複数航路がある場合(一号、三号、四号様式)

各①シートタブを右クリックし、「再表示」を選択、各②、③シートを表示し使用してください。4航路以上ある場合は適宜シートをコピーしてください。

燃料消費量の単位は、必ず「キロリットル」で記載して下さい。

3. 問い合わせ先

〒231-8433 横浜市中区北仲通り5-57 横浜第2合同庁舎
関東運輸局海事振興部旅客課
TEL:045-211-7214 FAX:045-201-8788
Eメール:ktt-kai-ryo@ki.mlit.go.jp

第一号様式（第3条関係）

年 月 日

（一般）内航旅客定期航路事業運航実績報告書（令和 年度分）

関東運輸局長 殿
事業者名及び住所

航路番号	
航路名	

就航船名	船舶の種類 の別	総トン数 (トン)	旅客定員 (人)	自動車航送能力台数(台)		貨物積載容 量(平方メ ートル)	運航回数 (回)	備 考
				乗用自動車	普通トラック			

		船舶の種類			合 計
		自動車航送船	高 速 船	その他の旅客船	
運航回数	往 航(回)				
	復 航(回)				
	合 計(回)				
旅客 輸送 人員	往 航(人)				
	復 航(人)				
	合 計(人)				
旅客 輸送 人キロ	往 航(人キロ)				
	復 航(人キロ)				
	合 計(人キロ)				
自動 車航 送台 数	バ ス(台)				
	乗用自動車(台)				
	普通トラック(台)				
	その他(台)				
	合 計(台)				
自動 車航 送台 キロ	バ ス(台キロ)				
	乗用自動車(台キロ)				
	普通トラック(台キロ)				
	その他(台キロ)				
	合 計(台キロ)				
航送 旅客	輸送人員(人)				
	輸送人キロ(人キロ)				
年間 燃料 消費 量	軽 油(キロリットル)				
	A重油(キロリットル)				
	B重油(キロリットル)				
	C重油(キロリットル)				
	その他() (キロリットル)				
合 計(キロリットル)					

- (注) 1 本報告書は、航路ごとに1葉とすること。
- 2 一般旅客定期航路事業又は特定旅客定期航路事業の別により、左上に（一般）又は（特定）の表示をすること。
- 3 航路番号の欄には、許可番号を記載すること。
- 4 航路名の欄には、許可を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。
- 5 船舶の種類別の欄には、自動車航送船、高速船（自動車航送船以外の旅客船であって航海速度が22ノット以上のものをいう。船舶の種類別の欄にいう「高速船」も同様とする。）又はその他の旅客船の別を記入すること。
- 6 自動車航送能力台数の乗用自動車の欄には、乗用自動車（注11の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。）の航送のみに係る自動車積載面積を10.4平方メートルで除して得た数を、普通トラックの欄には、自動車積載面積（乗用自動車の航送のみに係る自動車積載面積を除く。）を26.4平方メートルで除して得た数を記載すること。
- 7 備考の欄には、自己所有船、備船の区別及び予備船にあつてはその旨を記載すること。
- 8 旅客輸送人員の各欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年齢12年未満の者は2人をもって1人に換算すること。
- 9 旅客輸送人キロの各欄には、それぞれ旅客（自動車航送に係るものを含む。）の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 10 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車（自動車登録規則）（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号（以下単に「分類番号」という。）が、2、20から29まで、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 11 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車（分類番号3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまでの自動車）、人の運送の用に供する小型自動車（分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまでの自動車）、貨物の運送の用に供する小型自動車（分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまでの自動車）で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のもの台数を記載すること。
- 12 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車（分類番号1、10から19まで、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 13 自動車航送台キロの各欄には、それぞれ自動車航送台数に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ港間自動車航送台数に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。
- 14 航送旅客の各欄には、運転者を含めて自動車航送に係る人員について記載すること。
- 15 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

第三号様式（第3条関係）

年 月 日	内航貨客定期航路事業運航実績報告書（令和 年度分）	
関東運輸局長 殿	事業者名及び住所	

航 路 名	
運 航 回 数	

就 航 船 名	総 ト ン 数	旅 客 定 員	運 航 回 数	備 考

旅客輸送人員（人）		
旅客輸送人キロ（人キロ）		
自動車航送台数	バ ス（台）	
	乗用自動車（台）	
	普通トラック（台）	
	その他（台）	
	合 計（台）	
自動車航送台キロ	バ ス（台キロ）	
	乗用自動車（台キロ）	
	普通トラック（台キロ）	
	その他（台キロ）	
	合 計（台キロ）	
年間燃料消費量	軽 油（キロリットル）	
	A重油（キロリットル）	
	B重油（キロリットル）	
	C重油（キロリットル）	
	その他（ ）（キロリットル）	
合 計（キロリットル）		

- (注) 1 本報告書は、航路ごとに1葉とすること。
- 2 航路名の欄には、登録を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。
- 3 運航回数の欄には、実際に就航した回数を記載すること。
- 4 備考の欄には、自己所有船、傭船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。
- 5 旅客輸送人員の欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換

算すること。

- 6 旅客輸送人キロの欄には、旅客（自動車航送に係るものを含む。）の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 7 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車（自動車登録規則）（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号（以下単に「分類番号」という。）が、2、20から29まで、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 8 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車（分類番号3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまでの自動車）、人の運送の用に供する小型自動車（分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまでの自動車）、貨物の運送の用に供する小型自動車（分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまでの自動車）で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のもの台数を記載すること。
- 9 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車（分類番号1、10から19まで、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 10 自動車航送台キロの各欄には、それぞれ自動車航送台数に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ港間自動車航送台数に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。
- 11 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

第四号様式（第3条関係）

年 月 日	旅客不定期航路事業運航実績報告書（令和 年度分）	
関東運輸局長 殿	事業者名及び住所	

航路番号	
航路名	
運航回数	

就航船名	船舶の種類 の別	総トン数 (トン)	旅客定員 (人)	自動車航送能力台数(台)		貨物積載容 量(平方メ ートル)	運航回数 (回)	備考
				乗用自動車	普通トラック			

		船舶の種類			合計
		自動車航送船	高速船	その他の旅客船	
旅客輸送人員(人)					
旅客輸送人キロ(人キロ)					
自動車航 送台 数	バス(台)				
	乗用自動車(台)				
	普通トラック(台)				
	その他(台)				
	合計(台)				
年間 燃料 消費 量	軽油(キロリットル)				
	A重油(キロリットル)				
	B重油(キロリットル)				
	C重油(キロリットル)				
	その他() (キロリットル)				
合計(キロリットル)					

- (注) 1 本報告書は、航路ごとに1葉とすること。
- 2 航路番号の欄には、許可番号を記載すること。
- 3 航路名の欄には、許可を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。
- 4 自動車航送能力台数の乗用自動車の欄には、乗用自動車（注9の普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。）の航送のみに係る自動車積載面積を10.4平方メートルで除して得た数を、普通トラックの欄には、自動車積載面積（乗用自動車の航送のみに係る自動車積載面積を除く。）を26.4平方メートルで除して得た数を記載すること。
- 5 備考の欄には、自己所有船、傭船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。
- 6 旅客輸送人員の欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。

- 7 旅客輸送人キロの欄には、それぞれ旅客（自動車航送に係るものを含む。）の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 8 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車（自動車登録規則）（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車種別及び用途による分類番号（以下単に「分類番号」という。）が、2、20から29まで、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 9 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車（分類番号3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまでの自動車）、人の運送の用に供する小型自動車（分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまでの自動車）、貨物の運送の用に供する小型自動車（分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまでの自動車）で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のもの台数を記載すること。
- 10 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車（分類番号1、10から19まで、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 11 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。

